

2023年9月29日

投資信託説明書（交付目論見書）

ダイワ外貨MMF

(Daiwa Gaika MMF)

アイルランド籍オープン・エンド契約型外国投資信託



エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド
(SMT FUND SERVICES (IRELAND) LIMITED)

- 管理会社 [ファンドの資産の運用・管理業務を行う者]
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド
- 受託会社 [受託業務、ファンドの資産の保管業務および支払業務を行う者]
エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド

EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト (<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>) でもご覧いただけます。

2023年9月

<ファンドの関係法人>

ファンド運営上の役割	会社名等
管理会社	エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド - ダイワ外貨MMFの資産の運用・管理業務を行います。 - 2023年7月末日現在、管理会社は、ダイワ外貨MMFを含むアイルランド籍契約型投資信託5本（純資産総額：2,420,529,262.43アメリカ合衆国ドル、187,451,905,258円および1,739,249,059.35ノルウェー・クローネ）の管理および運用を行っています。
受託会社	エスエムティー・トラスティー (アイルランド) リミテッド - 受託業務、ダイワ外貨MMFの資産の保管業務および支払業務を行います。
投資運用会社	ダイワ・アセット・マネジメント (ヨーロッパ) リミテッド - ダイワ外貨MMFに関する投資運用業務を行います。
投資顧問会社	大和アセットマネジメント株式会社 - 投資運用会社に対する投資助言業務を行います。
代行協会員	大和証券株式会社 - 代行協会員としての業務を行います。
日本における販売会社	日本における販売会社は、以下の通りです。 大和証券株式会社 内藤証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 SMBC日興証券株式会社 ひろざん証券株式会社 あかつき証券株式会社 - 日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

<管理会社の概要>

(i) 設立準拠法

管理会社は、アイルランド2014年会社法（以下「アイルランド会社法」といいます。）に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社です。アイルランド会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されています。

(ii) 会社の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。

(iii) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株です。2023年7月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド（約7,248万円）および6,250万ユーロ（約97億938万円）です。

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」といいます。）およびユーロの円貨換算は、2023年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド=181.20円、1ユーロ=155.35円）によります。

(iv) 会社の沿革

1995年4月25日設立。

(v) 大株主の状況

(2023年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト (アイルランド) リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5	普通英ポンド株式400,000株 および 普通ユーロ株式62,500,000株	100%

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ダイワ外貨MMFに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合には、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされており、
- この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うダイワ外貨MMFの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年6月30日に関東財務局長に提出しており、2023年7月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2023年9月29日に関東財務局長に提出しております。
- ダイワ外貨MMFの受益証券の価格は、ダイワ外貨MMFに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

ファンドの目的

ファンドの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、収益を確保することです。

ファンドは、一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

(注1) ダイワ外貨MMFは、USドル・ポートフォリオという1つのポートフォリオにより構成されるオープン・エンド型のアンブレラ型ファンドです。以下、「ファンド」ということがあります。ポートフォリオは欧州における短期金融商品に関するルール（2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（改訂済）（以下「MMF規則」といいます。））における公債コンスタントNAV MMFとして分類されています。

(注2) 公認の証券取引所とは、ファンドが投資を許可されている規制ある証券取引所、店頭市場およびその他の証券市場をいいます。詳細につきましては、請求目論見書をご参照ください。

ファンドの特色

■ダイワ外貨MMFは、以下の1つのポートフォリオにより構成されています。

ポートフォリオ	基準通貨
USドル・ポートフォリオ	アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）

■投資対象の特色

1. 優良な固定利付債券および変動利付債券に投資します。

購入時に、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分（S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含みます。）のうちの1つが付与されている投資対象に対してのみ、投資が行われます。

投資対象が格付を付与されていない場合においては、同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができます。

2. 満期まで約13か月（397日）以内の債務のみに投資を行います。

ポートフォリオの満期の加重平均^(注1)は60日以内であり、ポートフォリオの加重平均期間^(注2)は120日を超えません。

(注1) 満期の加重平均は、金利リスクを測るために使用されます。満期の加重平均とは、変動利付債券の投資対象については「金利水準の次回変更時までの期間」、変動利付債券を除く他の投資対象については「元本償還までの期間」を用いて計算した、加重平均を指します。

(注2) 加重平均期間は、信用リスクを測るために使用されます。加重平均期間とは、変動利付債券の投資対象を含むすべての投資対象の「元本償還までの期間」の加重平均を指します。

3. 基準通貨建ての投資対象および他の通貨建ての投資対象に投資を行います。

他の通貨建ての投資対象に投資を行う場合には、ポートフォリオの基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行います。

留意点

管理会社は、効率的なポートフォリオ運用を行うため、派生商品取引を行うことができます。また、管理会社は、特定のクラスに帰属するポートフォリオの資産の為替エクスポージャーを当該クラスの通貨にヘッジするために一定の通貨に関連する取引を行うことができます（ただし、義務ではありません）。詳細については、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

4. ポートフォリオは、その資産の少なくとも99.5%を以下の金融商品に投資します。

- EU、EUの加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される短期金融商品（以下「公債短期金融商品」といいます。）
- 公債短期金融商品を担保とするリバースレポ契約
- 現金

投資運用会社は、EU、EUの加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行（適格な欧州の国債機関債、準ソブリン債もしくは政府機関債の発行者を含みます。）により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産価額の5%を超えて投資することができます。

5. ポートフォリオは、以下の一または複数のカテゴリーの金融資産に投資するものとします。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ●短期金融商品 | ●金融派生商品 |
| ●適格な証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパー | ●レポ契約 |
| ●金融機関の預金 | ●リバースレポ契約 |
| | ●他のMMFの受益証券または投資証券 |

運用体制

投資運用体制

投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーがダイワ外貨MMFを運用します。マネージング・ディレクターとコンプライアンス・オフィサーは、ダイワ外貨MMFの運用業務を監視します。投資顧問会社は、ダイワ外貨MMFを監視し、組入証券に関する助言を投資運用会社に提供します。

投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、投資ポートフォリオについて定期的に議論を行い、月次の会議に向けた月間戦略を策定します。投資運用会社は、かかる戦略を投資顧問会社に提示し、投資顧問会社との月次定例会議において意見を交換します。投資顧問会社は、リスク管理部門を加えて、ポートフォリオの組入証券とリスクを監視し、ポートフォリオの組入証券に関するコメントと提案を行います。投資運用会社は、これらのプロセスを経て、最終的な投資決定を行います。

主な投資制限

以下は、ダイワ外貨MMFの投資制限の要点のみを述べたものであり、ダイワ外貨MMFは、これらに限られず、請求目論見書に記載されているすべての投資制限に従います。

- ポートフォリオは、(a) その資産の5%を超えて、同一の機関により発行される短期金融商品、証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーに投資することができず、また、(b) その資産の10%を超えて、同一の金融機関の預金に、投資することができません。ただし、ポートフォリオが登録されているEU加盟国内でこの分散規制を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、他の加盟国で預金することができない場合、ポートフォリオの資産の15%までを同一の金融機関に預金することができます。
- 証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーに対するポートフォリオの全てのエクスポージャーの合計は、MMFの資産の15%を超えることができません。
- 店頭デリバティブ取引の同一の取引相手方に対するポートフォリオのリスク・エクスポージャーの合計は、ポートフォリオの資産の5%を超えることができません。
- レポ契約の一部としてポートフォリオが受領する現金は、その資産の10%を超えないものとします。
- リバースレポ契約においてポートフォリオの同一の取引相手方に対して提供する現金総額は、ポートフォリオ資産の15%を超えないものとします。

分配方針

■収益分配は、毎取引日に、運用実績に応じて、管理会社により宣言されます。月中の分配金は、毎月の分配再投資日にまとめて自動的に再投資されます。1口当たり分配額は、分配により、分配日の1口当たり純資産価格がポートフォリオの基準価格となるような金額です。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

分配方針の詳細につきましては、請求目論見書をご参照ください。

(注1) 分配再投資日とは、ポートフォリオの毎月の最終取引日の直前の取引日をいいます。

(注2) 基準価格とは、1米セントをいいます。

(注3) 取引日とは、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日であり、以下の各日を指します。

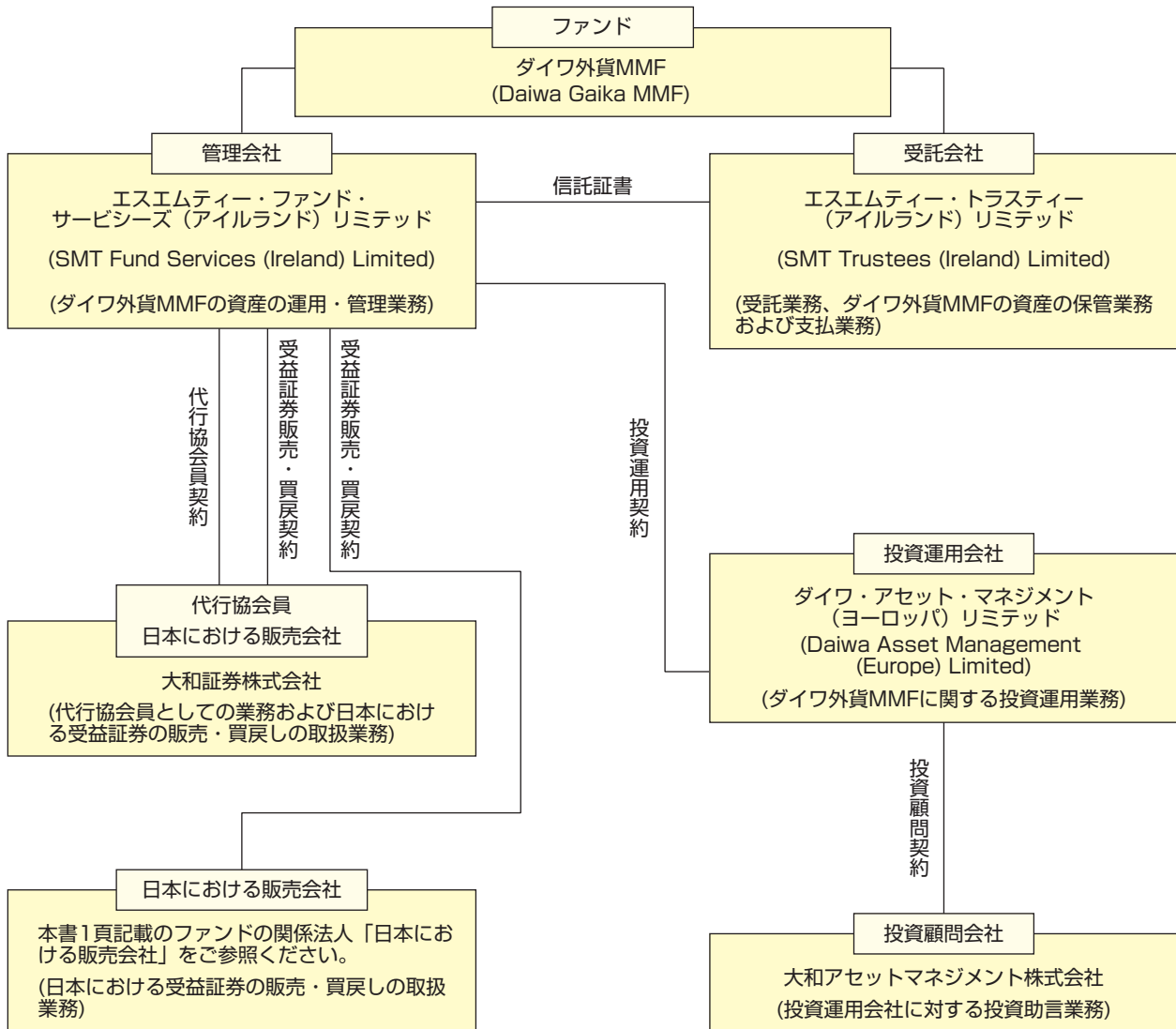
USドル・ポートフォリオ	アイルランド、英国、日本およびニューヨークにおける銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている日
--------------	--

流動性管理手続

週次の流動性基準値の遵守を確保する際に、1週間満期の資産が、①ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における1日の純買戻し額が10%を超える場合、または、②ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、ポートフォリオの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとします。

管理会社がポートフォリオの買戻しの停止を決定し、停止期間の合計が90営業日のうち15営業日を超える場合、ポートフォリオは自動的に公債コンスタントNAV MMFではなくなるものとし、ポートフォリオの各受益者は、当該事由について書面により直ちに通知を受けるものとします。

ファンドの仕組み



1口当たり純資産価格の変動要因

ファンドは、主に債券等の有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の倒産または財務状況の悪化、金利変動等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。また、ファンドの純資産価額は外貨建てで算出されること、およびファンドの組入有価証券が外貨建てであることから、為替の変動により、投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者（投資家）の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドが有する主なリスクとしては、以下のものがあります。

金利変動リスク
短期金利が下降している期間においては、ポートフォリオの組入証券の残額よりも低い利回りを生じる投資対象に投資される可能性が高く、それにより、ポートフォリオの現在の利回りが減少することがあります。
信用リスク
ポートフォリオが投資する証券の発行体が信用困難に陥り、それにより当該証券に投資された金額または当該証券について期限の到来している支払の一部または全部の損失が生じることがあります。ポートフォリオはまた、ポートフォリオが取引を行いまたは金融派生商品における取引に関してマージンもしくは担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行のリスクを負う場合があります。
流動性リスク
ポートフォリオにより投資される組入証券のすべてが上場されまたは格付を付与されるわけではなく、その結果、流動性が低いことがあります。さらに、一部の投資対象の買集めおよび保有の処分は、時間がかかる可能性があり、望ましくない価格で行われなければならないことがあります。ポートフォリオはまた、流動性不足を招く低調な市況により、公正価格で資産を処分することが困難になることもあります。
為替変動リスク
ポートフォリオの資産が基準通貨以外の通貨建ての場合、基準通貨と資産の表示通貨との間の為替レートの変動が、基準通貨により表示されるポートフォリオの資産の価額を低下させることがあります。投資運用会社は、金融商品を活用してかかるリスクを緩和することができますが、一般に予想される為替の変動に対して、当該変動に起因するポートフォリオ・ポジションの価額の予想された値下がりから資産を保護するのに十分な価格でヘッジすることが可能とは限りません。

その他の留意点

ダイワ外貨MMFの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスクは、投資運用会社、投資顧問会社および管理会社により管理され監視されています。投資運用会社は、組入証券の信用格付、ポートフォリオ全体のリスク（金利感応度、格付および残存期間の分散、キャッシュフローなど）を日々モニタリングしています。また、投資運用会社は、ポートフォリオの投資方針や投資制限に沿った運用が行われているか、投資家に不利益を与えないような運用が行われているかについて審査しています。投資顧問会社もポートフォリオのリスク審査を行っています。また、管理会社においても、ポートフォリオがその投資方針や投資制限に沿って運用が行われているかについて審査しています。

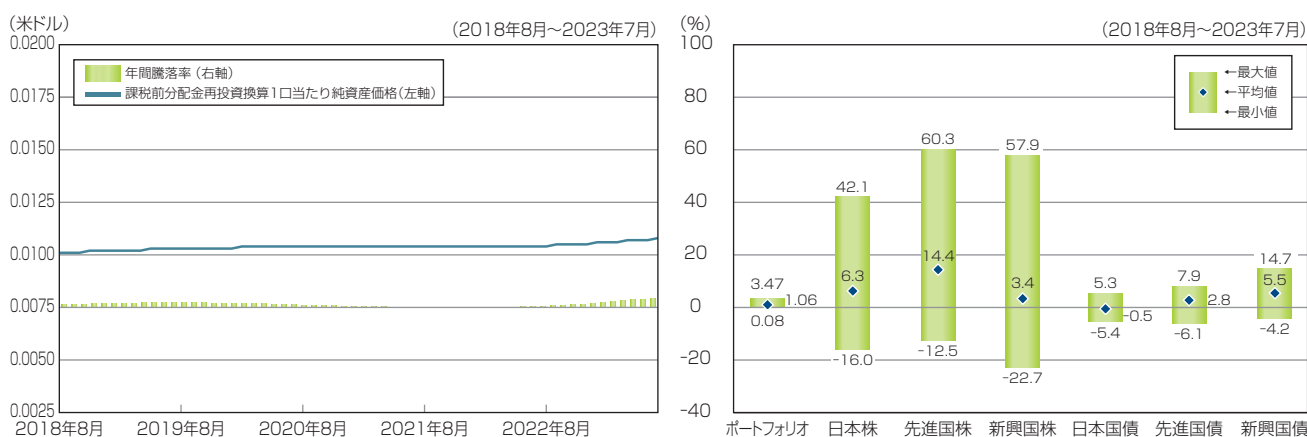
参考情報

下記のグラフは、ポートフォリオと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ポートフォリオおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ポートフォリオの過去5年間に於ける分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2017年8月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものです。

ポートフォリオの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

USドル・ポートフォリオ



出所：投資運用会社、Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ※各資産クラスは、ポートフォリオの投資対象を表しているものではありません。
- ※ポートフォリオの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ポートフォリオの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

○各資産クラスの指数

- 日本株…TOPIX（配当込み）
- 先進国株…FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
- 新興国株…S&P 新興国総合指数
- 日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数
- 先進国債…FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
- 新興国債…FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

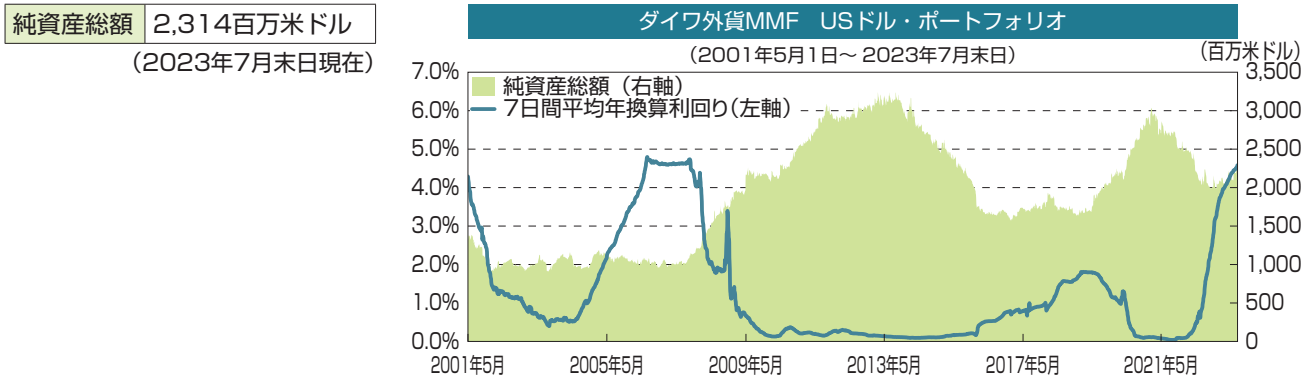
（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ※金額および比率を表示する場合には、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



(注) 7日間平均年換算利回りとは、課税前の7日間平均利回りを年率換算したものです。

主要な資産の状況

USドル・ポートフォリオ
 投資状況

(2023年7月末日現在)

資産の種類	国名	投資比率 (%)
コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	27.24
	国際機関	15.66
	フランス	7.93
	オランダ	7.70
	オーストリア	7.09
	オーストラリア	4.56
	フィンランド	4.52
	スウェーデン	4.07
	イギリス	1.49
	ニュージーランド	1.29
政府債	スウェーデン	0.43
定期預金	アメリカ合衆国	17.96
現金およびその他の資産 (負債控除後)		0.06
合計 (純資産総額)		100.00

主要な投資資産

(2023年7月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK CP	コマーシャル・ペーパー	オランダ	5.37	2023年10月11日	3.21
2	EXPORT FINANCE AND INSURANCE CORP CP	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	5.22	2023年 9月 1日	2.49
3	MUNICIPALITY FINANCE PLC CP	コマーシャル・ペーパー	フィンランド	5.10	2023年 8月 2日	2.16
4	OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK AG CP	コマーシャル・ペーパー	オーストリア	5.20	2023年 8月24日	2.15
5	SAXONY-ANHALT CP	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	5.29	2023年 9月19日	2.15
6	ASIAN DEVELOPMENT BANK CP	コマーシャル・ペーパー	国際機関	5.26	2023年10月 2日	2.14
7	CITY OF GOTHENBURG CP	コマーシャル・ペーパー	スウェーデン	5.20	2023年 8月21日	1.72
8	INTERNATIONAL DEVELOPMENT ASSOCIATION CP	コマーシャル・ペーパー	国際機関	5.26	2023年 9月 6日	1.72
9	KFW CP	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	5.26	2023年 9月15日	1.72
10	L-BANK BW FOERDERBANK CP	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	5.32	2023年 9月20日	1.72

(注) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

手続

購入（申込み）単位	1口以上1口単位
購入（申込み）価格	各申込みが管理会社により受諾された取引日に適用される、以下の1口当たり純資産価格 USドル・ポートフォリオ ：1米セント
購入（申込み）代金	購入代金は、お申込みが行われた取引日の翌取引日に、円貨またはポートフォリオの基準通貨で日本における販売会社にお支払いください。 円貨でのお支払における外貨と円貨との換算は、申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。
申込締切時間	日本における各販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2023年7月1日（土曜日）から2024年6月28日（金曜日）まで （注）申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金（買戻し）単位	1口以上1口単位
換金（買戻し）価格	関連する取引日に決定されるポートフォリオの1口当たり純資産価格
換金（買戻し）代金	買戻代金は、原則として、買戻請求が行われた取引日の翌取引日に、円貨またはポートフォリオの基準通貨で支払われます。 ※換金（買戻し）時の分配金の取扱いについて ● 分配再投資日以前に買戻請求が行われた場合、買い戻された日まで（当日を含みます。）に宣言された分配金が、買戻代金と共に支払われます。 ● 毎月の最終取引日に買戻請求が行われた場合、受益証券（直前の分配再投資日に発行された受益証券の部分を含みます。）が買い戻され、買戻代金と共に当該取引日に宣言された分配金が支払われます。
換金（買戻し）請求締切時間	日本における各販売会社にお問い合わせください。
換金（買戻し）制限	管理会社は、買い戻される受益証券の口数を、1取引日につき、ポートフォリオの発行済受益証券合計の10%に制限することができます。
購入（申込み）・換金（買戻し）請求の受付の停止	管理会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、一時的に純資産価格の計算を停止し、ポートフォリオの受益証券の購入および換金（買戻し）を停止することができます。 (a) ポートフォリオの組入証券の相当部分が随時取引されている主要な市場または証券取引所が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止されている期間 (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由、もしくは管理会社の管理、責任および権限の及ばない何らかの状況が生じたため、ポートフォリオの受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ポートフォリオの資産の重要な部分の処分もしくは評価が合理的に実行できない期間、または管理会社の判断によれば売買価格を公正に計算できない期間 (c) ポートフォリオの組入証券の相当部分の価格決定または市場もしくは証券取引所における現在の価格の決定を行うため通常使用されている通信機能が故障している期間 (d) ポートフォリオがポートフォリオの受益証券の受益者からの買戻しに際し支払をするために資金を送金できない期間、または、管理会社の判断によれば、組入証券の相当部分の売却もしくは購入のための資金の送金、もしくはポートフォリオ受益証券の買戻代金の支払が通常の為替レートでは実行できない期間

信託期間	運用開始日は、以下の通りです。 USドル・ポートフォリオ : 1996年7月24日 ダイワ外貨MMFの存続期間は無期限です。
繰上償還	(a) 受託会社は、ダイワ外貨MMFの存続を不合法にする法律が制定された場合等一定の場合、ダイワ外貨MMFを解散させることができます。 (b) 管理会社は、ポートフォリオの純資産総額の合計が5億円相当額を下回った場合等一定の場合、ダイワ外貨MMFを解散させることができます。 (c) 受益者集会の特別決議により、ダイワ外貨MMFを解散させることができます。 (d) 管理会社は、ポートフォリオの存続を不合法にする法律が制定された場合等一定の場合、ポートフォリオを解散させることができます。 (e) ポートフォリオの受益者集会の特別決議により、ポートフォリオを解散させることができます。
決算日	毎年12月31日
収益分配	収益分配は、毎取引日に、運用実績に応じて、管理会社により宣言されます。月中の分配金は、毎月の分配再投資日にまとめて自動的に再投資されます。 1口当たり分配額は、分配により、分配日の1口当たり純資産価格がポートフォリオの基準価格となるような金額です。
信託金の限度額	信託金の限度額に制限はありません。
運用報告書	管理会社は、各計算期間終了（12月31日）後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。 交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。
課税関係	税法上は、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。投資者はまた、日本における販売会社と積立投資約款に基づく積立投資契約を締結します。

これらの詳細につきましては、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

手数料等

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料 (申込手数料)	申込手数料は徴収されません。
換金(買戻し) 手数料	買戻し手数料は徴収されません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用(管理報酬等)	
純資産価額の年率1%に付加価値税(もしあれば)を加えた料率を上限とします。	
(管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、代行協会員および日本における販売会社の報酬)	<p>管理会社には、毎日発生し、各四半期末に後払いされる管理報酬がポートフォリオの資産の運用・管理業務の対価として支払われます。</p> <p>(注) 投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては、毎日発生し、各四半期につき2回支払われます。</p> <p>管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払います。投資運用会社は、ポートフォリオに関する投資運用業務の対価として、代行協会員は、受益証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等の対価として、日本における販売会社は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのポートフォリオの管理、購入後の情報提供等の対価として、それぞれ報酬を受領します。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資運用会社に対する投資助言業務の対価として投資顧問会社に対する報酬を支払います。</p>
(受託会社の報酬)	受託会社には、毎日発生し、各四半期末に後払いされる受託報酬が受託業務の対価として支払われます。
その他の費用・手数料	<p>ダイワ外貨MMFの継続的管理および運営に関連して、管理会社、受託会社、代行協会員および日本における販売会社が負担した費用のうち、一定の費用(監査人報酬、弁護士報酬およびその他の費用)について、ポートフォリオの資産から支払います。</p> <p>※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <p>これらの詳細につきましては、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。</p>

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆様が受益証券を保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

税金

- 税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および住民税	利子所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(買戻し)時 および償還時		譲渡所得として課税 換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

- 上記は、2023年9月29日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。